

開発途上国における世界農業遺産人材育成事業[拡充]

【17(19)百万円】

対策のポイント

開発途上国における世界農業遺産認定並びに認定後のコミュニティ強化及び地域振興に係る人材育成を通じた持続可能な農業の促進を図ります。

<背景/課題>

- ・世界では未だ全人口の12.7%(2015年現在)が貧困層であり、特に、開発途上国における貧困の削減にとっては、人材育成を進めることが重要とされています。
- ・国連食糧農業機関(FAO)の世界農業遺産(GIAHS)制度は、伝統的な農林水産業システムを認定し、その保全を通じて農山漁村社会の食料安全や生計の保障を図ることを目的としています。
- ・また、多くの世界農業遺産認定地域を有する日本では、伝統的な農業の保全にとどまらず、認定を活用したコミュニティの強化や地域産業の振興で大きな成果を上げており、これらノウハウは、開発途上国の農村振興を図る上で大変重要です。
- ・さらに、このような国際協力は、世界農業遺産の国際的な認知度の向上を通じた日本の認定地域へのインバウンド促進等の利益をもたらし、日本が重視する多様な農業の共存の促進にも貢献します。

政策目標

事業終了後3年以内に、アフリカ、中南米等の開発途上国において世界農業遺産が新たに5地域認定申請される。(5地域より認定申請(平成34年度まで))

<主な内容>

開発途上国における世界農業遺産人材育成事業

17(19)百万円

(1) 開発途上国における世界農業遺産の啓発及び周知

開発途上国において、世界農業遺産の取組やその有効性を啓発し周知させるため、日本の認定地域を題材とした研修資料を作成します。

(2) 開発途上国の世界農業遺産認定等に向けた国内招へい研修

世界農業遺産認定に高い関心を持つアフリカ、中南米等の開発途上国・地域と日本国内の認定地域とのマッチングを行い、当該国の実務者を日本の認定地域に招へいし、具体的な認定申請手続き、組織作り、認定後の保全活動、コミュニティの強化及び地域産業の活性化等に係る研修を実施します。

〔拠出先：国際連合食糧農業機関(FAO)
事業実施期間：平成29年度～平成31年度〕

お問い合わせ先：

大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)

国際機構グループ (03-3502-8498)

農村振興局農村環境課 (03-3502-8111)

開発途上国における世界農業遺産人材育成事業

事業概要・目的

<背景>

- 開発途上国の貧困削減には、食料安全保障の観点から**持続可能な農林水産業の推進やコミュニティの保護や強化が重要**。
- 他方、開発途上国においては、これらについての理解や必要な**人材が不足**していることから、**アフリカや中南米**などから**協力要請**が来ている。
- 日本再興戦略や開発協力大綱において、これらに資する人材育成の推進が盛り込まれているところ。

<目的>

- 持続可能な農林水産業の推進やコミュニティの保護や強化に資する**世界農業遺産(GIAHS)の普及啓発や人材育成を通じ、開発途上国の貧困の削減を図る**。

事業イメージ・具体例

FAO

世界農業遺産(GIAHS)

食料安全保障や人間の福祉等のために、伝統的で持続的な農業とコミュニティ、それに関わって育まれた文化等を認定することで保全を図るFAOの制度。



能登の里山里海(2011年認定)

FAO駐日連絡事務所

- 開発途上国における世界農業遺産の啓発及び周知
 - 日本の認定地域を題材として、FAOによる研修等で利用する資料の作成。
- 開発途上国の世界農業遺産認定等に向けた国内招聘研修
 - 認定申請手続きや認定後の保全活動、及び地域活性化等を通じたコミュニティの保護や強化に係る研修を実施。

拠出

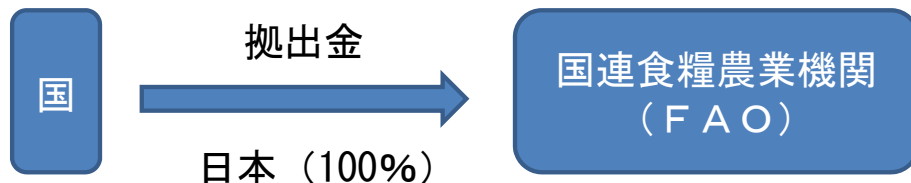
日本

協力

日本の認定地域

- 開発途上国の研修生の受け入れ

資金の流れ



期待される効果

- ① 申請国との二国間関係の強化
- ② 日本が重視する、多様な農業の共存の促進
- ③ 世界農業遺産の国際的な認知度向上によるインバウンド促進